

諫早市病児保育事業受託者 募集要項

令和8年1月23日

諫早市

諫早市では、病気の乳幼児その他の児童について、家庭での保育が困難な期間、一時保育を行う「病児保育事業」を実施しています。

今回、令和7年3月に策定した「第3期諫早市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第3期計画」という。）に基づき、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第13項に規定する病児保育事業を行う施設を新たに2施設開設するため、諫早市内で施設運営を行う事業者を次のとおり募集します。

1 募集施設

（1）対象

病児保育施設（病児対応型）

【病児対応型とは】（病児保育事業実施要綱より抜粋）

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

（2）実施事業

諫早市病児保育事業委託

（3）募集地域・施設数

諫早市内 2施設

（4）利用定員

1施設につき定員6人以上

（5）開所予定期間

令和8年度中

2 応募資格

応募することができる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とします。

（1）市内に主たる事業所を有していること。

（2）現に診療している医療機関（診療科目に小児科又は内科小児科を有していること）

又はこれらの医療機関と連携して事業を実施できる事業者（認可保育所等の運営を行っている者）であること。

- (3) 諫早市入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律225号）等による手続き中の法人でないこと。
- (5) 法人及び役員等が「諫早市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに同条第4号に規定する暴力団関係者でないこと。

3 応募要件

(1) 関係法令等の熟読・遵守

本事業については、令和6年3月30日こ成保第180号こども家庭庁成育局長通知「病児保育事業の実施について」及び諫早市病児保育事業実施規程（平成17年告示第12号）をはじめ、関係法令等を熟読し、遵守すること。

(2) 事業予定地

応募者が現に所有している土地又は取得見込みの土地であること。ただし、一定の要件を満たす場合は、借地でも可能です。なお、事業予定地については、連携する医療機関付近であることが望まれます。

※ 取得見込み又は借地見込みの場合は、取得又は借地が確実である根拠を示すこと。

(3) 施設整備

応募者において、施設整備又は既存施設の改修を行うこと。なお、施設整備費や改修費に対して、市は補助を行いません。

(4) 事業の継続性

安定的なサービス提供を行う体制を整えること。少なくとも、第3期計画の期間は事業を継続して行えること。

4 応募書類等

- ①【様式1】参加表明書
- ②【様式2】質問書
- ③【様式3】諫早市病児保育事業受託者の応募申請書
- ④【様式4】企画提案書
- ⑤【様式5】施設整備の概要
- ⑥【様式6】病児保育施設整備方針
- ⑦【様式7】施設周辺等の状況
- ⑧【様式8】資金計画等の概要
- ⑨【様式9】代表者の経歴書
- ⑩【様式10】施設長の経歴書
- ⑪【様式11】役員・評議員の構成
- ⑫【様式12】特にアピールしたい事項

5 選定方法と結果

(1) 選定方法

①第1次審査

応募書類について、病児保育事業が実施可能か審査します。

②第2次審査

諫早市病児保育事業受託者選定委員会を設置し、応募書類に基づき、病児保育施設を設置運営する事業者としての適性、運営内容、施設整備計画、経営基盤等の選定基準により、総合的に審議し、病児保育施設の設置へ向けた協議を行う事業者を選定します。

なお、必要に応じて、追加書類の提出、代表者及び施設長予定者の意見聴取等を求める場合があります。

(2) 選定基準

- ①申し込み動機
- ②実施場所の利便性及び立地条件
- ③病児保育の実績又は経験
- ④運営方針及び目標
- ⑤医師との連携体制

- ⑥対応可能な症例
- ⑦事業の独自工夫
- ⑧緊急時の対応方法
- ⑨安全管理の考え方
- ⑩職員配置
- ⑪開所までのスケジュール

(3) 選定結果

- ①選定委員会で選定された事業者について、市が最終的に委託先を決定します。
- ②選定結果は、応募者に文書で通知するとともに、公表することを予定しております。

6 開所までのスケジュール（予定）

年 月	内 容
令和8年2月～3月	第1次審査
令和8年5月～6月	第2次審査・事業者決定
令和8年7月～	施設整備
令和8年10月以降	開設

※上記スケジュールは、各種調査、手続き等を含む事業の進捗具合により、変更となる可能性があります。

7 応募書類等の配付

- (1) 配付期間 令和8年1月23日（金）～2月13日（金）
(ただし、土・日・祝日を除く。)
配付時間は午前8時30分～午後5時
- (2) 配付場所 諫早市こども福祉部こども政策課
または、市ホームページから様式をダウンロードしてください。

8 参加表明書の受付

- (1) 受付期間 令和8年1月23日（金）～2月13日（金）
(ただし、土・日・祝日は除く。)
受付時間は午前8時30分～午後5時

- (2) 提出書類 様式1 「参加表明書」
- (3) 提出場所 諫早市こども福祉部こども政策課（原則、持参すること）
※受付期限を過ぎたものは受理できませんので、ご了承ください。

9 質問の受付、回答

- (1) 受付期間 令和8年1月23日（金）～2月6日（金）
(ただし、土・日・祝日は除く。)
受付時間は午前8時30分～午後5時
- (2) 提出方法 様式2の「質問書」に要旨を簡潔にまとめたうえ、諫早市こども福祉部こども政策課へ持参又はFAX（FAX:0957-22-0431）にて提出してください。
※FAXで送付した場合は、必ず通信の確認を行ってください。
- (3) 回答方法 質問者を伏せた上で、後日、市ホームページに公開します。

10 応募書類の受付

- (1) 受付期間 令和8年2月16日（月）～同月27日（金）
(ただし、土・日・祝日は除く。)
受付時間は午前8時30分～午後5時
- (2) 提出書類 様式3～12
- (3) 提出場所 諫早市こども福祉部こども政策課（原則、持参すること）
※受付期限を過ぎたものは受理できませんので、ご了承ください。
※所定様式が定められているもの以外は、原則としてA4判（縦）で提出してください。
※応募書類は、フラットファイル等に綴じ、応募書類一覧の書類番号ごとに見出しを付け、10部（正本1部、副本9部）提出してください。なお、副本は、正本の写しでも可能です。

1.1 委託料

年間委託料は、次に掲げるものを上限額とし、本事業に係る経費と比較して少ない方の額を支給します。なお、令和8年度の委託上限額については、予算編成の状況により、変更となる場合があります。

(1) 基本分

1か所当たり年額 8,808,000円（うち改善分 2,538,000円）

※ 利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算します。

(2) 加算額

年間延べ利用児童数に応じて加算します。

年間延べ利用児童数 (1か所当たり年額)	基準額	年間延べ利用児童数 (1か所当たり年額)	基準額
50人以上100人未満	1,130,000円	1,500人以上1,600人未満	18,080,000円
100人以上150人未満	1,695,000円	1,600人以上1,700人未満	19,210,000円
150人以上200人未満	2,260,000円	1,700人以上1,800人未満	20,340,000円
200人以上300人未満	3,390,000円	1,800人以上1,900人未満	21,470,000円
300人以上400人未満	4,520,000円	1,900人以上2,000人未満	22,600,000円
400人以上500人未満	5,650,000円	2,000人以上2,200人未満	23,540,000円
500人以上600人未満	6,780,000円	2,200人以上2,400人未満	25,680,000円
600人以上700人未満	7,910,000円	2,400人以上2,600人未満	27,820,000円
700人以上800人未満	9,040,000円	2,600人以上2,800人未満	29,960,000円
800人以上900人未満	10,170,000円	2,800人以上3,000人未満	32,100,000円
900人以上1,000人未満	11,300,000円	3,000人以上3,200人未満	32,640,000円
1,000人以上1,100人未満	12,430,000円	3,200人以上3,400人未満	34,680,000円
1,100人以上1,200人未満	13,560,000円	3,400人以上3,600人未満	36,720,000円
1,200人以上1,300人未満	14,690,000円	3,600人以上3,800人未満	38,760,000円
1,300人以上1,400人未満	15,820,000円	3,800人以上4,000人未満	40,800,000円
1,400人以上1,500人未満	16,950,000円	4,000人以上	国と別途協議

1.2 施設利用料

児童1人当たり日額 2,500円（生活保護世帯・市民税非課税世帯は0円）

※施設にて徴収し、運営費に充てるものとします。

※生活保護世帯・市民税非課税世帯の施設利用料分の金額は、市が別途支給します。

1.3 その他

- (1) 応募に関し必要な費用は、全て応募者の負担となります。
- (2) 応募書類等は返却しません。
- (3) 応募者数が募集施設数以下の場合、第2次審査は実施しません。
- (4) 応募書類等に重大な不備や虚偽の記載があった場合は、選定の中止又は取消しを行う場合があります。また、選定後の計画内容の変更についても、選定の取消しを行う場合があります。
- (5) 本募集の選定で他の応募者より優位になることなどを目的として、応募者又はその関係者が、直接又は間接的に市職員、運営委員会委員等の本件関係者に接触を図った場合は、応募を無効とします。

問い合わせ先

諫早市 こども福祉部 こども政策課

TEL 0957-22-2421(直通) FAX 0957-22-0431